# 「北区災害廃棄物処理計画」 【概要版】

### 1 計画の目的

- ○首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理すること により、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- ○平常時にあらかじめ災害廃棄物処理における課題を抽出することで、より具体的かつ実効性ある災害 廃棄物処理体制を構築すること。
- ○区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、都、協定に基づく事業者(廃 棄物処理業、建設業、その他)、区民、それぞれの役割を明確化し、円滑な相互連携の実現に資する こと。

#### 2 計画の対象

- ○自然災害のうち主に地震災害を対象とする。地震災害とは、地震動により直接生ずる被害及びこれに 伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- ○災害廃棄物に加えて、通常の家庭ごみ・し尿、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄 物、あわせて処理している産業廃棄物についても、同時に収集・運搬することが想定されるため、本 計画の対象に含めて検討する。

### 3 災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年東京都防災会議)における被害想定のうち、最大 の災害廃棄物発生量が見込まれる東京湾北部地震(M7.3、冬の18時、風速8m/s)により推計を行った。

がれき ▶ 約 101 万 t

▶ 124, 797L/日

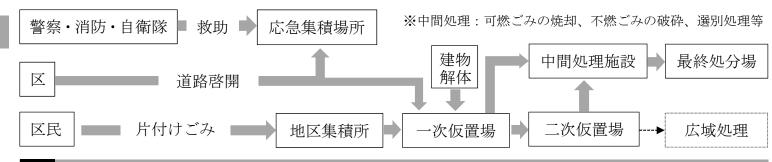
► 約 108t/日

(うち避難所ごみ約23t/日)

### 災害廃棄物処理の基本的考え方

衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優 先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら、 適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。
安全性の確保	宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や 処理従事者の安全性の確保を徹底する。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再 生利用、再資源化を促進する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。
区民やボランティアとの協力	生活ごみ・し尿、片付けごみ等の排出・分別ルールをわかりやすく 広報し混乱を防ぎ、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。
共同処理及び関係機関との連携	特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などの協力・支援を受けて処理する。

#### 災害廃棄物の処理の流れ(がれき)



#### 6 災害廃棄物対策(平常時)

- 組織体制の検討:都と特別区の連携を前提とした組織体制 (総務班/受援班/資源管理班/処理班)
- 情報収集・連絡:関係部署との情報連絡体制の構築 (収集内容/収集時期/収集担当部)
- ・協力・支援(受援)体制:関係機関との連携体制の構築 (自衛隊/警察/消防/国/都/関係団体等)
- ・道路啓開に伴うがれき処理:処理の流れ、役割分担、重機・搬入車両等の確保、事前調整
- ・公費解体に関するがれき処理:処理の流れ、庁内協力体制、解体業者の確保、事前調整
- 仮置場等の確保: 仮置場等の類型、設置時期、候補地指定プロセス、必要な資機材
- **応急集積場所の確保**: 救助活動や道路啓開により生じたがれきの一時的な仮置場
- ・地区集積所の確保:区民が片付けごみを自ら持ち込む一時仮置場(被害が大きい地域の公園等に設置)
- 一次仮置場の確保:応急集積場所のがれき、地区集積所の災害ごみ、解体がれきの分別・保管場所
- -二次仮置場の確保:焼却、破砕、選別などの中間処理前の仮置場(特別区内に数箇所設置)
- **資源化物一時保管場所**:再利用可能となった資源物の一時保管場所(原則、二次仮置場に併設)
- ・最終処分:中間処理後の残渣等を埋立処分(特別区と都で連携して実施)
- **仮置場等の原状復帰**: 仮置場における土壌調査等環境測定の実施手順等
- ・し尿処理方法の検討:発生量の推計、必要資機材の推計、災害用トイレの分別排出
- ・生活ごみの処理方法の検討: 生活ごみ発生量の推計、避難所ごみの発生量の推計
- ・区民への事前周知:災害廃棄物の分別・排出方法、排出場所など

# 災害廃棄物対策(初動期)≪1か月まで≫

- ・初動体制の構築、区民やボランティアへの周知
- ・特別区の連携、災害廃棄物処理実施計画の作成

#### がれき

- ①被害状況の把握 ②道路啓開実施
- ③応急集積場所設置 ④協定先協力要請
- ⑤地区集積所設置 ⑥有害物質の処理
- ⑦発生量推計、処理能力把握 ⑧処理方針策定
- ⑨一次仮置場の設置 ⑩公費解体範囲決定
- ⑪貴重品、思い出品等取扱い ⑫都への応援要請

#### し尿・ごみ

- ①被害状況の把握
- ②避難所開設状況把握
- ③仮設トイレ等の確保 ④実施計画
- ⑤地区集積所の活用 ⑥収集運搬体制確立
- ⑦協定先・都への要請 ⑧収集・運搬

# 8 災害廃棄物対策(応急期) ≪3か月まで≫

- ①発生量、要処理量、処理可能量の見直し
- ②公費解体範囲の公表 ③国庫補助金対応
- ④特別区で連携した処理

# 災害廃棄物対策(復旧期)≪3年まで≫

- ①公費解体受付準備 ②公費負担がれき処理
- ③進行管理及び計画の見直し
- ④仮置場の原状復帰 ⑤特別区で連携した処理

# 10 継続的な計画の見直し

- 教育、訓練を実施し、計画を検証する。
- ・計画をもとに課題を検討し、実効性を高める ために、継続して計画を見直していく。